

(特定ものづくり基盤技術高度化指針)

第3条 経済産業大臣は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針（以下「特定ものづくり基盤技術高度化指針」という。）を定めなければならない。

2 特定ものづくり基盤技術高度化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項
- 二 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標
- 三 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法
- 四 個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の特定ものづくり基盤技術高度化指針の策定及び変更について準用する。

【要旨】

本条は、中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針について定めた規定である。

経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定し、公表をしなければならないことを規定しているほか、特定ものづくり基盤技術高度化指針の記載事項や、経済産業大臣が特定ものづくり基盤技術高度化指針を策定し、又は変更する際には、製造業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならないこと等を定めている。

なお、当該指針は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

【解説】

(第1項関係)

「特定ものづくり基盤技術高度化指針」は、中小企業者が特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために必要な取り組むべき研究開発等の方向性や実施方法などの特定研究開発等計画の認定基準の一部を示すものであるとともに、中小企業者がこうした取組を積極的に行うことを促進するための政策ガイドラインとしての役割・機能を果たすものである。そのため、当該指針は、計画認定に当たっての透明性や申請者にとっての予見可能性を高めるとともに、こうした高度化に向けた研究開発等を促進する効果を有するものである。

なお、本法では、中小企業者が活用するものづくり基盤技術であれば、これを使用する業種や製品等に限定することなく広く横断的に捉え支援するものであることから、特定ものづくり基盤技術の具体的な方向性等を定めるものである当該指針は、中小企業に関する制度を所管している経済産業大臣が策定することとする。

なお、当該指針は、必要に応じて、適宜適切に見直していくこととしている。

(第2項関係)

本項は、特定ものづくり基盤技術高度化指針に記載する事項を定めたものである。

[第1号関係]

「特定ものづくり基盤技術の高度化全般にわたる基本的な事項」とは、特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることが、我が国製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出にとってどのような役割を果たし、どのような効果を与えるものであるのかという、当該技術の高度化の意義や重要性に関することや、当該技術の高度化を図るために必要な一般的な取組みなどの高度化に関する基本的な考え方について定めるものであ

る。当該規定をおくことにより、広く中小企業に対して、個々の特定ものづくり基盤技術の高度化を図るために必要な研究開発等に関することだけではなく、高度化の全体的な位置付けや体系的な整理についての理解を深めることに寄与するものと考えられる。実際、中小企業政策審議会経営支援部会等の場でも、ものづくりを支える中小企業で働いている若者や技術系の学生等に対しても、幅広い理解を得るために、個々の技術そのものだけではなく、より体系的な情報発信機能を持たせた指針となるように配慮を希望する意見が提示されている。

[第2号関係]

「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、達成すべき高度化目標」とは、中小企業者が積極的に研究開発等に取り組むべきである特定ものづくり基盤技術についての具体的な状況や今後の方向性、課題等の具体的な目標を示すものである。

[第3号関係]

「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、高度化目標の達成に資する特定研究開発等の実施方法」とは、中小企業者が研究開発等を実施するに当たって、経営資源（人材、物資、資金、情報等）を効果的にかつ適切に確保・活用する観点から、採用すべき研究開発等の基本的な実施方法を示すものである。

[第4号関係]

「個々の特定ものづくり基盤技術ごとに、特定研究開発等を実施するに当たって配慮すべき事項」とは、中小企業者が研究開発等を実施するに当たって、周辺環境に与える影響や、設備に対する安全面の整備などが必要であることから、こうした配慮すべき事項について定めるものである。

(第3項関係)

本法では、製造業の国際競争力の強化や新たな事業の創出を達成するために、特定ものづくり基盤技術の高度化を図ることが重要であると考えていることから、当該指針の策定について、製造業を所管する大臣に協議することとした。また、特定ものづくり基盤技術高度化指針は、研究開発等の計画認定に係る基準の一部を定めるものであり、その基準が中小企業の実状等にかんがみて適切なものであるという合理性を確保する必要があるため、当該指針を策定する際には、そうした中小企業に関しての有識者から構成されている中小企業政策審議会の意見を聴くこととした。

他方で、経済産業大臣が、特定ものづくり基盤技術を指定し、又は変更したときには、それを遅滞なく公表することも定めている。